農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想

令和５年９月

東神楽町

目　次

第1　農業経営基盤の強化の促進に関する目標 1

1　東神楽町農業の概況 1

2　東神楽町農業の現状と課題 1

3　農業経営基盤の強化の促進に関する取組方向 2

4　新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標 6

第2　農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標 8

第3　農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標 13

第4　第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項 15

1　農業を担う者の確保及び育成の考え方 15

2　町が主体的に行う取組 15

3　関係機関との連携・役割分担の考え方 17

4　就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供 17

第 5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項..... 18
1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 18
2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項 18
第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項 19
1 第 18 条第1項の協議の場の設置の方法、第 19 条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項 19
2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項 20
3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項 24
4 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項..... 25
5 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項..... 26
第7 その他 26

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 東神楽町農業の概況

町の農業は、恵まれた土地条件並びに内陸性で寒暖の差が激しい気象条件を生かし、稲作を中核とした生産性の高い経営基盤を築いている。

昭和45年に開始された「米の生産調整」を契機に、ビニールハウスの導入にいち早く取り組み、「施設野菜と水稲」を組み合わせた複合経営体制を確立し、農業生産の拡大と地域経済の発展に大きく貢献している。

2 東神楽町農業の現状と課題

近年の農業を取り巻く情勢は、新たな「食料・農業・農村基本法」を踏まえた農業政策の展開や CPTPPの発効等、大きな変動期を迎え、農業の国際化と自由化が急激な勢いで進展している。

一方、町内において農家戸数の減少は年々その速さを増し、この傾向は今後より一層強まるものと考えられる。町内農業経営者の平均年齢は、農業後継者の不足もあり60歳を超え、地域によっては後継者のない地域も散見され、町内農地の生産力と保全能力の低下が懸念されている。

また、新型コロナウイルス感染症の流行の影響により、主として外食産業向けの米をはじめとした農産物の価格低迷が続いており、農業所得は非常に不安定な状況にある。

このような状況の中、町の農業が今後とも地域社会経済を支える基幹産業として健全な発展を図るためには、農畜産物の需給動向や地域の実情に則した稲作に麦、そば、飼料作物等の土地利用型作物と、野菜等の収益性の高い労働集約型作物を適切に組み合わせた合理的な土地利用を図ることに加え、さらなる経営規模の拡大や農業の6次産業化など、生産者の創意と工夫を凝らした農業生産を推進する必要がある。

収益性の高い新品種の導入や、生産コストの低減、高い生産技術と適切な設備投資が図られるよう、経営感覚に優れた効率的・安定的な経営体と、これを支える青年農業者や農村女性など優れた人材の育成、農畜産物の付加価値を高めるための加工体制の整備、野菜作付けの拡大のため労働力確保として共選機能の強化整備を進めていく方針である。

具体的な対応として、食料・農業・農村基本法を踏まえ、麦・飼料作物等の生産振興、並びに「できたものを売る。」から「売れるものをつくる。」という発想の転換を図り、農業生産の中心を「一定量・一定品質・一定期間」の「三定」とする一方、良質、良食味、新鮮、内部品質（栄養）、安全など多様な消費者ニーズに対応できる体制と、人づくりを進め、地域として多角的経営の発展を推進する。

地域農業の重要な要素である「生産の目安」の取り組みについては、制度の趣旨を十分に理解し「土地利用型」や「団地化」への取り組みを進め、「受委託体制の機能強化」、「ブロックローテーションの推進」、「基盤整備による捨てづくり防止」の三つと、「米の品質向上（売れる米作り）によるガイドラインの追加」を重点課題として、その解決を図る。

農家経営の安定に向け、共同利用のための近代化機械施設の整備、畜産農家の家畜の糞尿と稲わら、麦稈、もみ殻などを利用した堆肥の活用に努め、農業所得の拡大に努める。農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、地域の農業構造を踏まえつつ、将来の農業経営の発展の目標を明らかにし効率的かつ安定的な農業経営を育成する。

3 農業経営基盤の強化の促進に関する取組方向

(1) 基本的な考え方

町の農業が持続的に発展していくためには、関係機関が連携し、地域実情に応じて、家族経営をはじめとする農業経営体が経営体質と生産基盤の強化を図りながら、農業生産額の増大や生産コストの縮減による農業所得の増大と6次産業化による農業経営の多角化の取組を推進するとともに、農業経営体を支える営農支援組織の育成を行うなど、効率的かつ安定的で多様な農業経営を育成・確保し、これらの担い手への農用地の利用集積・集約化を促進する。

また、持続可能な開発目標(SDGs※)の目標の一つである持続可能な農業生産を進めるため、環境と調和した農業を推進する。

※持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）は、平成 27 年（2015 年）9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された、令和 12 年（2030 年）を期限とする国際社会全

体の開発目標のこと。飢餓や貧困の撲滅、経済成長と雇用、気候変動対策など包括的な 17 の目標を設定。法的な拘束力はなく、各国の状況に応じた自主的な対応が求められる。

(2) 効率的かつ安定的な農業経営の目標とする所得水準及び労働時間

農業が職業として選択できる魅力のあるものとするため、町又はその近隣の市町村において既に実現している優良な経営の事例を踏まえ、主たる従事者が、地域における他産業従事者と遜色のない年間労働時間の水準を達成しつつ、他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得を確保できる効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保に努める。なお、目標とする所得水準及び労働時間は次のとおりとする。

目標年間農業所得	主たる従事者1人当たりおおむね 500 万円
目標年間労働時間	主たる従事者1人当たり 1,700～2,000 時間程度

※主たる従事者～農業経営において主体的な役割を担い、中心となって当該農業経営に従事する者

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の目標とする所得水準及び労働時間

自ら農業経営を開始しようとする青年等(法人の場合にあっては主たる従事者)の経営開始5年後における所得水準及び労働時間は、(2)に定める水準をおおむね達成することを目標とする。

ただし、このうち農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者にあっては、経営が安定するまで時間を要することから、経営開始5年後の所得水準は、おおむね5割の達成を目標とする。

(4) 効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保

ア. 認定農業者制度の活用

効率的かつ安定的な農業経営の改善を促進するため、認定農業者制度を活用し、農業経営改善計画の作成指導や認定後の農業経営改善計画達成に向けた町や農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センターなど地域の関係機関・団体による指導・助言、女性や若い世代、高齢者の能力を活かすための夫婦・親子間の農業経営改善計画の共同申請を推進する。また、認定農業者等の担い手が主体性と創意工夫を

発揮しながら経営発展できるよう、担い手への農用地の利用集積・集約化やICT※等の省力化技術の導入等の推進及び経営所得安定対策、低利融資制度など各種支援施策の活用を支援する。

※ICTは、Information and Communication Technology(情報通信技術)の略

イ．農業経営の法人化の推進

農業経営の法人化は、経営管理の高度化や安定的な雇用の確保、地域の農地や優れた技術の円滑な継承など経営安定・発展の効果が期待されることから、税理士等の専門家や先進的な農業者による指導等を通じ、法人化のメリットや手続、財務・労務管理に関する情報やノウハウ等の普及啓発によって、農業経営の法人化を推進する。また、民間企業等の経営力や資本力を活かした地域の農業者・関係者との有機的な取組を推進する。

このため、令和12年度（2030年度）における農業法人数を5,500経営体とする北海道農業経営基盤強化促進基本方針の目標などを踏まえ、町の令和12年度における農業法人数の目標数を23経営体(令和5年1月現在：22経営体)とし、農業経営の法人化を推進する。

ウ．集落営農の組織化・法人化の推進

経営規模が小さな水田地帯や、農業従事者の高齢化、担い手不足が深刻化し、地域農業を担う個別経営や法人経営の育成・確保が当面難しい地域においては、農用地利用改善団体等と連携して、地域の将来像についての話し合い活動を重ね、担い手を明確化し、農用地の利用集積・集約化の方向を定める取組を推進することにより、集落営農の組織化及び将来的な集落営農の法人化を推進する。

エ．新規就農者の育成・確保

町の農業が、将来に向け持続的に発展していくためには、次代を担う新規就農者の育成・確保を図る必要があるため、農業への理解の醸成と関心の喚起に向けた取組を推進するほか、雇用就農を含めた就農促進に向けた情報提供や相談活動に取り組むことが重要である。

また、優れた経営感覚を身につけ、就農後における早期の経営安定を図るため、農

業大学校等における実践的な研修教育や農業改良普及センターによる技術・経営指導、指導農業士等との連携など地域の研修体制の充実・強化等により、就農から経営安定までの総合的な支援や地域の受入体制づくりを推進する。

就農希望者の経営に必要な農地や機械等の確保及び初期投資等による負担軽減のため、各種支援策の活用を推進する。

家族経営体における経営移譲や第三者経営継承、組織経営体の構成員の世代交代など、次の世代の担い手へ地域の農地や優れた技術を円滑に継承する取組を推進する。

オ．労働力不足への対応

農家戸数の減少や農業従事者の高齢化などによる慢性的な労働力不足に対応するため、若者、女性、他産業を退職した人材や外国人材などの多様な人材の確保と、障がい者の社会参画と農業経営の発展の双方を実現する「農福連携」により、雇用労働力の安定的な確保に向けた取組を推進する。

また、ロボット技術やICTの活用等、近年の進歩が著しく、構造的問題などの解決が期待されるスマート農業などの省力化生産技術、労働力不足に対応した生産技術等を積極的に推進する。

カ．女性農業者が活躍できる環境づくり

農業・農村の活性化につながる女性の経営・社会参画を促進するため、女性農業者の経営管理や生産技術等の向上、若い世代の女性農業者のネットワーク強化やグループ活動の活性化等により、女性農業者が活躍できる環境づくりを進め、持続可能な開発目標(SDGs)の目標の一つである男女平等参画や女性の活躍を推進する。

(5) 農用地の利用集積と集約化

「地域計画※」の策定及び実現に向けて、地域計画推進事業、農用地利用改善事業、農地中間管理事業、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）の特例事業等の農地流動化施策を推進し、効率的かつ安定的な農業経営への計画的な農用地の利用集積・集約化を促進する。

※ 地域計画は、これまでの人・農地プランを基礎として、農業経営基盤強化促進法(昭和 55 年法律第 65 号)第 19 条の規定に基づき、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、市町村により公表されるもの。

(6) 多様な農業経営の育成・確保

高収益作目やクリーン・有機農業の導入による農業経営の複合化や、農畜産物の加工や直接販売、ファームインといった6次産業化による多角化など、自らの創意工夫を活かした多様な農業経営の育成・確保を図る。

(7) 営農支援体制の整備

生産性の向上や労働負担の軽減などを図るため、コントラクター、TMRセンター及び酪農ヘルパーなどの営農支援組織の育成や体制整備を推進し、共同作業体系の確立、オペレーターなどの雇用のマッチングに向けた取組を推進するなど、多様な人材の確保と円滑な運営を促進する。

4 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

町の令和 4 年の新規就農者は 2 人であり、過去 5 年間、ほぼ横ばいの状況となっているが、従来からの基幹作物である水稲・野菜の産地としての生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、町は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来(農業経営開始から5年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア. 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や北海道農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた年間 670 人の新規就農者の育成・確保目標を踏まえ、町においては年間 2 人の当該

青年等の確保を目標とする。

また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を 5 年間で 1 増加させる。

イ. 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

自ら農業経営を開始しようとする青年等（法人の場合にあっては主たる従事者）の経営開始5年後における所得水準及び労働時間は、町又はその近隣の市町村において既に実現している優良な経営の事例を踏まえ、主たる従事者が、地域における他産業従事者と遜色のない年間労働時間(主たる従事者1人当たり 1,700～2,000 時間程度)及び、他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得(主たる従事者1人当たりの年間農業所得 500 万円程度)を目標とする。

ただし、このうち農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者にあっては、経営が安定するまで時間を要することから、経営開始5年後の所得水準は、主たる従事者1人当たりの年間農業所得 250 万円程度を目標とする。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1の3の(2)に示した目標を達成しうる効率的かつ安定的な農業経営の指標として、町又は周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

［個別経営体］

営農類型	経 営 規 模	生産方式	経営の方向と経営管理の方法	農業従事の態様
① 水稲専業	〈作付面積等〉 ・水稲　35.0ha （うち主食用　23.0ha） （うち主食用外　12.0ha） 経営面積計　35.0ha	〈機械施設装備〉 ・乗用トラクター 95PS　1台 ・乗用トラクター 80PS　1台 ・乗用トラクター 30PS　1台 ・乗用田植機（8条）　1台 ・自脱型コンバイン(6条)　2台 ・乾燥施設・機械　1式 ・育苗ハウス（水稲用）　8棟 <スマート農業技術> ・自動操舵システム、直進アシスト機能付き田植機による省力化 <その他> ・ドローンによる防除を作業委託 ・水稲移植栽培は、成苗により高品質・良食味米の安定生産 ・非主食用米は、多収性の既存品種を用いた直播栽培で、省力化 ・低コスト栽培技術を採用	・非主食用米の販路確保 ・パソコンを利用した経営計画・労務・財務・ほ場管理、青色申告の実施 ・作物別原価の把握と分析	〈家族労働〉 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 2人
② 水稲+野菜 複合	〈作付面積等〉 ・水稲　19.5ha ・ピーマン　0.4ha 経営面積計　19.9ha	〈機械施設装備〉 ・乗用トラクター 80PS　1台 ・乗用トラクター 30PS　1台 ・乗用田植機（8条）　1台 ・自脱型コンバイン(5条)　1台 ・乾燥施設・機械　1式 ・育苗ハウス（水稲用）　5棟 ・ピーマン栽培ハウス　6棟 <スマート農業技術> ・自動操舵システム、直進アシスト機能付き田植機による省力化 <その他> ・ドローンによる防除を作業委託 ・水稲移植栽培は、成苗により高品質・良食味米の安定生産 ・非主食用米は、多収性の既存品種を用いた直播栽培で、省力化 ・低コスト栽培技術を採用	・施設野菜を組み合わせた複合経営 ・パソコンを利用した経営計画・労務・財務・ほ場管理、青色申告の実施 ・作物別原価の把握と分析 ・市場動向に的確に対応した計画的生産・販売	〈家族労働〉 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 2人
③ 水稲+畑作+野菜複合（I）	〈作付面積等〉 ・水稲　19.5ha ・小麦（秋まき）　5.0ha ・ほうれん草　0.2ha ・水菜　0.2ha 経営面積計　24.9ha	〈機械施設装備〉 ・乗用トラクター 50PS　1台 ・乗用田植機（8条）　1台 ・自脱型コンバイン(5条)　1台 ・乾燥施設・機械　1式 ・育苗ハウス（水稲用）　5棟 ・野菜栽培ハウス　6棟 <スマート農業技術> ・自動操舵システム、直進アシスト機能付き田植機による省力化 <その他> ・ドローンによる防除を作業委託 ・需給動向と栽培適地・栽培特性に即した品種の選択 ・低コスト栽培技術を採用	・水稲に転作畑作物と施設野菜を組み合わせた複合経営 ・パソコンを利用した経営計画・労務・財務・ほ場管理、青色申告の実施 ・作物別原価の把握と分析 ・市場動向に的確に対応した計画的生産・販売	〈家族労働〉 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 2人

営農類型	経 営 規 模	生産方式	経営の方向と 経営管理の方法	農業従事の態様
④ 水稲+畑作+野菜 複合 (II)	〈作付面積等〉 ・水稲 15.0ha ・小麦(秋まき) 4.5ha ・小ねぎ 0.4ha ・ほうれん草 0.4ha 経営面積計 19.9ha	〈機械施設装備〉 ・乗用トラクター 80PS 1台 ・乗用トラクター 30PS 1台 ・乗用田植機(8条) 1台 ・自脱型コンバイン(6条) 1台 ・乾燥施設・機械 1式 ・育苗ハウス(水稲用) 5棟 ・野菜栽培ハウス 10棟 <スマート農業技術> ・自動操舵システム、直進アシスト機能付き田植機による省力化 <その他> ・ドローンによる防除を作業委託 ・需給動向と栽培適地・栽培特性に即した品種の選択 ・低コスト栽培技術を採用	・水稲に転作畑作物と施設野菜を組み合わせた複合経営 ・パソコンを利用した経営計画・労務・財務・ほ場管理、青色申告の実施 ・作物別原価の把握と分析 ・市場動向に的確に対応した計画的生産・販売	〈家族労働〉 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 2人
⑤ 畑作+野菜 複合	〈作付面積等〉 ・小麦(秋まき) 8.0ha ・黒大豆 3.0ha ・馬鈴薯 2.0ha ・てんさい 8.0ha ・アスパラガス 7.0ha ・スイートコーン 5.0ha ・緑肥 3.0ha 経営面積計 36.0ha	〈機械施設装備〉 ・乗用トラクター 110PS 1台 ・乗用トラクター 80PS 1台 ・乗用トラクター 50PS 1台 ・農用トラック(2tダンプ) 1台 ・総合播種機(4条) 1台 ・ポテトハーベスタ 1台 ・ビートハーベスタ 1台 <スマート農業技術> ・自動操舵システムによる省力化 ・可変施肥技術の導入による施肥用の削減	・中規模畑作地帯で露地野菜を導入した複合経営 ・パソコンを利用した経営計画・労務・財務・ほ場管理、青色申告の実施 ・作物別原価の把握と分析 ・市場動向に的確に対応した計画的生産・販売	〈家族労働〉 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 2人
⑥ 野菜専業	〈作付面積等〉 ・ピーマン 0.3ha ・ほうれん草 0.3ha 経営面積計 0.6ha	〈機械施設装備〉 ・乗用トラクター 30PS 1台 ・除雪機 25PS 1台 ・管理機 25PS 1台 ・野菜ハウス 12棟 <スマート農業技術> ・自動換気、かん水、加温装置の導入による施肥用の削減	・高収益野菜に特化し、所得の確保 ・部会活動により生産技術の向上 ・パソコンを利用した経営計画・労務・財務・ほ場管理、青色申告の実施 ・原価の把握と分析 ・市場動向に的確に対応した計画的生産・販売 ・GAPの取組推進	〈家族労働〉 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人
⑦ 作業委託	〈作付面積等〉 ・水稲 6.0ha ・小麦(秋まき) 4.0ha ・アスパラガス 0.3ha 経営面積計 10.3ha	〈機械施設装備〉 ・乗用トラクター 60PS 1台 ・除雪機 25PS 1台 ・汎用コンバイン 25PS 1台 ・野菜ハウス 12棟	・パソコンを利用した経営計画・労務・財務・ほ場管理、青色申告の実施	〈家族労働〉 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 2人
⑧ 酪農専業(I)	【粗飼料自給型】 〈作付面積〉 牧草(採草) 30.0ha デントコーン 10.0ha 経営面積計 40.0ha <飼養頭数> ・経産牛 50頭 ・育成牛 20頭 常時飼養頭数 70頭	〈機械施設装備〉 ・乗用トラクター(4WD) 100PS 1台 ・乗用トラクター(4WD) 70PS 1台 ・フロントローダー 1台 ・フォーレージハーベスタ 1台 ・コーンハーベスタ(1条) 1台 ・農用トラック(4tダンプ) 1台 ・ディスクモア 1台 ・テッピングワゴン 1台 ・ミキシングフィーダー 1台 ・牛舎 2棟 ・乾草舎 2棟 ・バンカーサイロ 1式 ・堆肥舎 1式	・パソコンを利用した経営計画・労務・財務・ほ場管理、青色申告の実施 ・乳牛検定データの活用 ・飼養部門と飼料生産部門の損益・原価の把握と分析 ・各種経営管理ツールを活用した経営改善 ・資金繰り表等による資金管理	〈家族労働〉 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 2人

営農類型	経 営 規 模	生産方式	経営の方向と 経営管理の方法	農業従事の態様
⑨ 酪農専業(II)	【粗飼料購入型】 〈作付面積〉 牧草(放牧)　5.0ha 経営面積計　5.0ha <飼養頭数> ・経産牛　50頭 ・育成牛　20頭 常時飼養頭数　70頭	〈機械施設装備〉 ・乗用トラクター(4WD)　70PS　1台 ・農用トラック(4tダンプ)　1台 ・牛舎　2棟 ・乾草舎　2棟 ・堆肥舎　1式	・パソコンを利用した経営計画・労務・財務・ほ場管理、青色申告の実施 ・乳牛検定データの活用 ・各種経営管理ツールを活用した経営改善 ・資金繰り表等による資金管理	〈家族労働〉 ・主たる従事者　1人 ・補助従事者　2人
⑩ 肉用牛 専業	〈作付面積〉 牧草(採草)　5.4ha 牧草(ｻｲﾚｰｼﾞ)　11.2ha 牧草(放牧)　12.2ha 経営面積計　28.8ha <飼養頭数> ・繁殖牛　40頭 ・後継牛　7頭 ・育成牛　10頭 常時飼養頭数　37頭	〈機械施設装備〉 ・乗用トラクター(4WD)　70PS　1台 ・農用トラック(2tダンプ)　1台 ・ホイールローダー　1台 ・牛舎(繁殖・育成)　3棟 ・乾草舎　2棟 ・堆肥舎　1式 <その他> ・コントラクターによる粗飼料収穫と堆肥散布の外部化	・放牧を活用した繁殖管理 ・良質粗飼料を活用した繁殖・育成管理 ・パソコンを利用した経営計画・労務・財務・ほ場管理、青色申告の実施 ・乳牛検定データの活用 ・各種経営管理ツールを活用した経営改善 ・資金繰り表等による資金管理	〈家族労働〉 ・主たる従事者　1人 ・補助従事者　1人

［組織経営体］

営農類型	経 営 規 模	生産方式	経営の方向と 経営管理の方法	農業従事の態様
⑪ 大規模稲作 複合	〈作付面積等〉 ・水稲 56.0ha ・水稲（直播） 10.0ha ・小麦（秋まき 20.0ha ――――――――― 経営面積計 86.0ha <構成員戸数> 3戸	〈機械施設装備〉 ・乗用トラクター 95PS 2台 ・乗用トラクター 80PS 2台 ・乗用トラクター 50PS 1台 ・乗用田植機（8条） 2台 ・レーザーレベラー 1台 ・自脱型コンバイン(6条) 3台 ・乾燥施設・機械 1式 ・育苗ハウス（水稲用） 6棟 <スマート農業技術> ・自動操舵システム、直進アシスト機能付き田植機による省力化 ・自動水管理システムの導入により水管理作業の省力化 <その他> ・ドローンによる防除を作業委託 ・需給動向と栽培適地・栽培特性に即した品種の選択 ・非主食用米は、多収性の既存品種を用いた直播栽培で、省力化 ・低コスト栽培技術を採用	・若手構成員の担い手育成機能 ・水稲直播栽培による構成員労働力の有効活用 ・非主食用米の販路確保 ・パソコンを利用した経営計画・労務・財務・ほ場管理、青色申告の実施 ・作物別原価の把握と分析 ・労務管理（人事、教育、福利厚生等）の充実	〈家族労働〉 ・主たる従事者 3人 ・補助従事者 3人
⑫ 野菜専業	〈作付面積等〉 ・トマト 5.0ha ・ミニトマト 8.0ha ・ほうれん草 3.0ha ――――――――― 経営面積計 16.0ha <構成員戸数> 3戸	〈機械施設装備〉 ・乗用トラクター 30PS 1台 ・除雪機 25PS 1台 ・管理機 25PS 1台 ・ハウス（フィルム外 ） 15棟 <スマート農業技術> ・自動操舵システムによる省力化 ・可変施肥技術導入による施肥量の削減 <その他> ・ドローンによる防除を作業委託 ・需給動向と栽培適地・栽培特性に即した品種の選択 ・非主食用米は、多収性の既存品種を用いた直播栽培で、省力化 ・低コスト栽培技術を採用	・若手構成員の担い手育成機能 ・部会活動により生産技術の向上 ・パソコンを利用した経営計画・労務・財務・ほ場管理、青色申告の実施 ・原価の把握と分析 ・市場動向に的確に対応した計画的生産・販売 ・GAPの取組推進 ・労務管理（人事、教育、福利厚生等）の充実	〈家族労働〉 ・主たる従事者 2人 ・補助従事者 4人
⑬ 酪農専業	【粗飼料自給型】 〈作付面積〉 牧草（採草） 60.0ha デントコーン 20.0ha ――――――――― 経営面積計 80.0ha <飼養頭数> ・経産牛 100頭 ・育成牛 25頭 ――――――――― 常時飼養頭数 125頭 <構成員戸数> 3戸	〈機械施設装備〉 ・乗用トラクター（4WD） 100PS 1台 ・乗用トラクター（4WD） 70PS 1台 ・フロントローダー 1台 ・フォーレージハーベスタ 1台 ・コーンハーベスタ（1条） 1台 ・農用トラック（4tダンプ） 1台 ・ディスクモア 1台 ・テッピングワゴン 1台 ・ミキシングフィーダー 1台 ・牛舎 1式 ・乾草舎 1式 ・バンカーサイロ 1式 ・堆肥舎 1式 <その他> ・サイレージ主体の通年TMRの給餌と放牧の実施 ・牧草収穫作業の効率化 ・堆肥の全面散布 ・育成牛の預託育成	・パソコンを利用した経営計画・労務・財務・ほ場管理、青色申告の実施 ・乳牛検定データの活用 ・飼養部門と飼料生産部門の損益・原価の把握と分析 ・各種経営管理ツールを活用した経営改善 ・労務管理（人事、教育、福利厚生等）の充実	〈家族労働〉 ・主たる従事者 2人 ・補助従事者 2人

営農類型	経 営 規 模	生産方式	経営の方向と 経営管理の方法	農業従事の態様
⑭ 酪農専業(II)	【粗飼料購入型】 〈作付面積〉 牧草(放牧)　5.0ha 経営面積計　5.0ha <飼養頭数> ・経産牛　50頭 ・育成牛　20頭 常時飼養頭数　70頭	〈機械施設装備〉 ・乗用トラクター(4WD)　70PS　1台 ・農用トラック(4tダンプ)　1台 ・牛舎　2棟 ・乾草舎　2棟 ・堆肥舎　1式	・パソコンを利用した経営計画・労務・財務・ほ場管理、青色申告の実施 ・乳牛検定データの活用 ・各種経営管理ツールを活用した経営改善 ・資金繰り表等による資金管理	〈家族労働〉 ・主たる従事者　1人 ・補助従事者　2人
⑮ 肉用牛 専業	〈作付面積〉 牧草(採草)　5.4ha 牧草(ｻｲﾚｰｼﾞ)　11.2ha 牧草(放牧)　12.2ha 経営面積計　28.8ha <飼養頭数> ・繁殖牛　40頭 ・後継牛　7頭 ・育成牛　10頭 常時飼養頭数　37頭	〈機械施設装備〉 ・乗用トラクター(4WD)　70PS　1台 ・農用トラック(2tダンプ)　1台 ・ホイールローダー　1台 ・牛舎(繁殖・育成)　3棟 ・乾草舎　2棟 ・堆肥舎　1式 <その他> ・コントラクターによる粗飼料収穫と堆肥散布の外部化	・放牧を活用した繁殖管理 ・良質粗飼料を活用した繁殖・育成管理 ・パソコンを利用した経営計画・労務・財務・ほ場管理、青色申告の実施 ・乳牛検定データの活用 ・各種経営管理ツールを活用した経営改善 ・資金繰り表等による資金管理	〈家族労働〉 ・主たる従事者　1人 ・補助従事者　1人

(注)1　組織経営体とは、複数の個人又は世帯が、共同で農業を営むか、又はこれと併せて農作業を行う経営体であって、その主たる従事者が他産業並の労働時間で地域の他産業従事者と遜色ない水準の生涯所得を行い得るもの(例えば、農事組合法人、有限会社の他農業生産組織のうち経営の一体性及び独立性を有するもの)。

2　組織経営体においては、その前提となる労働力構成を主たる従事者の人数として記入するものとする。この場合、上記の経営指標で示される農業経営の所得目標は、主たる従事者が目標とする所得の額が第1で掲げた目標に到着することを基本とする。

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1の3の(3)に示した目標を達成しうる青年等が目標とすべき農業・基本方針第3経営の指標は、第2に定めるものと同様である。

ただし、農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者にあっては、指標を例示すると次のとおりである。

［個別経営体］

営農類型	経 営 規 模	生産方式	経営の方向と 経営管理の方法	農業従事の態様
① 野菜専業(I)	〈作付面積等〉 ・トマト　0.8ha ・アスパラガス　0.2ha 経営面積計　1.0ha	〈機械施設装備〉 ・乗用トラクター　50PS　1台 ・除雪機　15PS　1台 ・管理機　15PS　1台 ・野菜ハウス　6棟	・高収益野菜に特化し所得の確保 ・部会活動により生産技術の向上 ・パソコンを利用した経営計画・労務・財務・ほ場管理、青色申告の実施 ・原価の把握と分析 ・市場動向に的確に対応した計画的生産・販売	〈家族労働〉 ・主たる従事者　1人 ・補助従事者　1人
② 野菜専業(II)	〈作付面積等〉 ・ピーマン　0.1ha ・ほうれん草　0.1ha ・スイートコーン　0.1ha 経営面積計　0.3ha	〈機械施設装備〉 ・乗用トラクター　30PS　1台 ・除雪機　15PS　1台 ・管理機　15PS　1台 ・野菜ハウス　5棟	・高収益野菜に特化し所得の確保 ・部会活動により生産技術の向上 ・パソコンを利用した経営計画・労務・財務・ほ場管理、青色申告の実施 ・原価の把握と分析 ・市場動向に的確に対応した計画的生産・販売	〈家族労働〉 ・主たる従事者　1人 ・補助従事者　1人
③ 酪農専業(I)	【粗飼料自給型】 〈作付面積〉 牧草(採草)　30.0ha デントコーン　10.0ha 経営面積計　40.0ha <飼養頭数> ・経産牛　30頭 ・育成牛　20頭 常時飼養頭数　50頭	〈機械施設装備〉 ・乗用トラクター(4WD)　100PS　1台 ・乗用トラクター(4WD)　70PS　1台 ・フロントローダー　1台 ・フォーレージハーベスタ　1台 ・コーンハーベスタ(1条)　1台 ・農用トラック(4tダンプ)　1台 ・ディスクモア　1台 ・テッピングワゴン　1台 ・ミキシングフィーダー　1台 ・牛舎　2棟 ・乾草舎　2棟 ・バンカーサイロ　1式 ・堆肥舎　1式	・パソコンを利用した経営計画・労務・財務・ほ場管理、青色申告の実施 ・乳牛検定データの活用 ・飼養部門と飼料生産部門の損益・原価の把握と分析 ・各種経営管理ツールを活用した経営改善 ・資金繰り表等による資金管理	〈家族労働〉 ・主たる従事者　1人 ・補助従事者　1人
④ 酪農専業(II)	【粗飼料購入型】 〈作付面積〉 牧草(放牧)　5.0ha 経営面積計　5.0ha <飼養頭数> ・経産牛　30頭 ・育成牛　20頭 常時飼養頭数　50頭	〈機械施設装備〉 ・乗用トラクター(4WD)　70PS　1台 ・農用トラック(4tダンプ)　1台 ・牛舎　2棟 ・乾草舎　2棟 ・堆肥舎　1式	・パソコンを利用した経営計画・労務・財務・ほ場管理、青色申告の実施 ・乳牛検定データの活用 ・各種経営管理ツールを活用した経営改善 ・資金繰り表等による資金管理	〈家族労働〉 ・主たる従事者　1人 ・補助従事者　1人
⑤ 肉用牛 専業	〈作付面積〉 牧草(採草)　10.0ha 牧草(ｻｲﾚｰｼﾞ)　22.0ha 経営面積計　32.0ha <飼養頭数> ・繁殖牛　20頭 ・後継牛　7頭 ・育成牛　10頭 常時飼養頭数　37頭	〈機械施設装備〉 ・乗用トラクター(4WD)　70PS　1台 ・農用トラック(2tダンプ)　1台 ・ホイールローダー　1台 ・牛舎(繁殖・育成)　3棟 ・乾草舎　2棟 ・堆肥舎　1式 <その他> ・コントラクターによる粗飼料収穫と堆肥散布の外部化	・放牧を活用した繁殖管理 ・良質粗飼料を活用した繁殖・育成管理 ・パソコンを利用した経営計画・労務・財務・ほ場管理、青色申告の実施 ・乳牛検定データの活用 ・各種経営管理ツールを活用した経営改善 ・資金繰り表等による資金管理	〈家族労働〉 ・主たる従事者　1人 ・補助従事者　1人

第4 第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

・町の特産品である水稲・野菜などの農畜産物を安定的に生産し、町の農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、北海道農業経営・就農支援センター、農業改良普及センター、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

・また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

・更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力の活用等に取り組む。

・加えて、町の農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事ともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施等の支援を行う。

2 町が主体的に行う取組

・町は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、農業改良普及センターや農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

・また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

・これらのサポートを一元的に行える相談員を設置するとともに、町が主体となって、農業委員会、農業協同組合等の関係団体と連携して、農業を担う者の受入から定着まで必要となるサポートを一元的に実施できる体制を構築する。

・さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないよう相談員は必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

・町は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

・町が主体となって北海道立農業大学校や農業改良普及センター、地域連携推進員、農業委員、指導農業士、農業協同組合などと連携・協力して「営農指導カルテ」を作成し、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を記入・共有しながら、巡回指導の他、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

・新規就農者が地域内で孤立することのないよう、地域計画の作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。

・地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年等就農資金、農業次世代人材投資資金、強い農業・担い手づくり総合支援交付金等の国の支援策や道の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

・町は、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、町が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

① 農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。

② 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

・就農に向けた情報提供及び就農相談については担い手育成センター、技術や経営ノウハウについての習得については北海道立農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては農業改良普及センター、JA組織、東神楽町認定農業者や指導農業士等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

・町は、農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、北海道及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

・農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、町の区域内において後継者がいない場合は、北海道及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、北海道農業公社、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第 5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

町の農業の持続的な発展を図るため、第2に例示するような効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用(農作業受託面積を含む)の集積に関する目標を、次のとおりとする。

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	備考
東神楽町農用地面積の 95%程度	

(注)「効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標」は、おおむね 10 年後(R12)を見通して設定し、この場合、農用地の利用には利用権の設定等を受けたもののほか、水稲においては基幹3作業(耕起・代かき、田植え、収穫・脱穀)の全てを受託している面積、その他の作目においては主な基幹作業を受託している面積を含めるものとします。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

・町、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速する。

・中山間地域や担い手不足地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体の新規就農促進を図るエリアや有機農業の団地化を図るエリア等の設定を促進するとともに、放牧利用や蜜源利用、省力栽培による保全等の取組を進める。

第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

町は、北海道が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第6の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に則しつつ、町の農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開などの特徴を十分踏まえて、農業経営基盤の強化の促進に関する計画である地域計画を定め、その実現に向けて、農地中間管理機構による農地中間管理事業及び特例事業を活用して農用地について担い手への集積・集約化を促進し、農用地の効率的かつ総合的な利用の推進を図る。町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

1 第 18 条第1項の協議の場の設置の方法、第 19 条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

・協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物である水稲の農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、町の公報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。

・参加者については、農業者、町、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の農地相談員、土地改良区、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

・協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を産業振興課に設置する。

・農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

・町は、地域計画の策定に当たって、北海道・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画

の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

（1） 農用地利用改善事業の実施の促進

町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

（2） 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域とする。

ただし、特別な事情により農用地利用改善事業の実勢の単位とすることが困難であると認められる場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障のない限り、集落の一部を除外することができるものとする。

（3） 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、（2）に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

（4） 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア．農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ．農用地利用改善事業の実施区域

ウ．作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ．認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ．認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ．その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

（5） 農用地利用規程の認定

① （2）に規定する区域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第 4 号の認定申請書を町に提出して、農用地利用規程について町の認定を受けることができる。

② は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア．農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ．農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ．（4）の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ．農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を町の掲示板への提示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

（6） 特定農業法人を定める農用地利用規程の認定

① （5）の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業

経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う「農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）」又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど政令第8条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、（4）の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について（5）の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が（5）の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（5）の①の認定をする。

ア．②のイに掲げる目標が（2）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ．申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定にかかる農業経営改善計画とみなす。

（7）農用地利用規程の変更等

① （5）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、（5）の①の認定に係る農用地利用規程を変更しようとするときは、町の認定を受けるものとする。

ただし、特定農用地利用規程で定められた特定農業団体が、規則第21条の3で定めるところにより、その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員若しくは株主とする農業経営を営む法人となった場合において当該特定農用地利用規程を変更して当該農業経営を営む法人を特定農業法人として定めようとするとき又は規則第22条で定める軽微な変更をしようとする場合は、この限りでない。

② 認定団体は、①のただし書きの場合（同項ただし書きの農林水産省令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。）は、その変更をした後、遅滞なく、その変更した農用地利用規程を町に届け出るものとする。

③ 町は、認定団体が（5）の①の認定に係る農用地利用規程（①又は②の規定による変更の認定又は届出があったときは、その変更後のもの）に従って農用地利用改善事業を行っていないことその他政令第10条で定める事由に該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。

④ （5）の②及び（6）の③の規定は①の規定による変更の認定について、（5）の③の規定は①又は②の規定による変更の認定又は届出について準用する。

（8） 農用地利用改善団体の勧奨等

① 認定団体は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあっては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

（9）農用地利用改善事業の指導、援助

① 町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 町は（5）の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業改良普及センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構（公益財団法人北海道農業公社）等の指導、助言を求めてきたときは、関係者との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるよう努める。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

4 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

（1）農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

町は、アからエまでに掲げた事項の推進にあたっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア．町は、「国営緊急農地再編整備事業」による農業生産基盤整備の促進を通じて水田の大区画化・高度化を進める。

イ．町は農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。そのため経営構造対策事業、農業生産総合対策事業等によって無洗米施設、野菜冷凍加工施設等の農業近代化施設を導入し、効果的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を目指す上での条件整備を図る。

ウ．町は、地域水田農業ビジョンの実現に向けた積極的な取組みによって、水稲作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図るものとする。近年麦生産や水稲防除で進行している作業受委託体制をさらに発展させ集落営農を始めとした、地域の生産体制の再編により農用地利用の集積、連担化による効果的作業単位形成等望ましい経営の営農展開に資するように努める。

エ．町は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うにあたっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

（2） 推進体制等

① 事業推進体制等

町は、農業委員会、農業改良普及センター、農業協同組合、土地改良区、担い手育成総合支援協議会、農用地利用集積円滑化団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第4で掲げた目標や第2、第3の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地利用集積円滑化団体は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、町はこのような協力の推進に配慮する。

5 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

（1）町は、北海道一円を区域として特例事業を行う農地中間管理機構との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同機構が行う事業の実施の促進を図る。

（2）町、農業委員会、農協協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を活かした特例事業を促進するため同機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については別に定めるものとする。

附則

1 この基本構想は、平成18年 8月30日より施行する。

附則

1 この基本構想は、平成22年 5月 6日より施行する。

附則

1 この基本構想は、平成24年 7月25日より施行する。

附則

1 この基本構想は、平成26年 9月29日より施行する。

附則

1 この基本構想は、平成28年 1月16日より施行する。

附則

１ この基本構想は、令和５年　　月　　日より施行する。

２ 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第 56 号）において、同法による改正前の農業経営基盤強化促進法の適用を受けるとされた規定に関するこの基本構想の適用については、なお従前の例によるものとする